

別添 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要

<p>個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いる以下の事務を取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】</p> <p>①住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】</p> <p>①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特徴事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。</p> <p>②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。</p> <p>③公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。</p> <p>④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】</p> <p>課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。</p> <p>①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】</p> <p>賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。</p> <p>①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査事務】</p> <p>①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。</p> <p>②294-3通知 住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。</p> <p>③税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>番号法に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得</p> <p>①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得)</p> <p>②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>③課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用</p> <p>①本人確認(真正性確認) 「1. 課税準備事務」、「2. 課税資料受付事務」、「3. 賦課決定事務」、「4. 賦課更正事務」、「5. 調査事務」において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う)</p> <p>②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 「2. 課税資料受付事務」において、課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。</p> <p>③帳票への印字 「1. 課税準備事務」で使う「住民税申告書」に個人番号を出力する。 「2. 課税資料受付事務」で使う「住登外課税通知(294-3項通知)」に個人番号を出力する。 「3. 賦課決定事務」で使う「普徴納税通知書」、「特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)」、「特別徴収税額決定通知書(特徴義務者用)」に個人番号を出力する。 「4. 賦課更正事務」で使う「普徴納税変更通知書」、「特別徴収税額変更通知書(納税義務者用)」、「特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用)」に個人番号を出力する。 「5. 調査事務」で使う「扶養是正データ」に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供</p> <p>①「3. 賦課決定事務」、「4. 賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信する。これにより、他市から情報提供ネットワークシステム経由でデータを利用することが可能となる。(所得情報、扶養関係情報)また、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から、国民が自分の特定個人情報(所得情報など)について確認することが可能となる。</p> <p>②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統一宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。</p> <p>IV. 特定個人情報の利用</p> <p>①番号連携サーバにより生活保護受給情報の照会等を行なう。</p> <p>②番号連携サーバにより障害者手帳等情報の照会等を行なう。</p> <p>③番号連携サーバにより他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行なう。</p> <p>④番号連携サーバにより他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行なう。</p> <p><中間サーバ・番号連携サーバにおける事務の内容></p> <p>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)</p> <p>・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p>
